

7. 居宅療養管理指導

改定事項

- ①訪問人数等に応じた評価の見直し
- ②看護職員による居宅療養管理指導の廃止
- ③離島や中山間地域等の要支援・要介護者に対する居宅療養管理指導の提供

7. 居宅療養管理指導 ①訪問人数等に応じた評価の見直し

概要

※介護予防居宅療養管理指導を含む

- 現在、同一日に同じ建物に居住する者（同一建物居住者）に対し指導・助言等を行った場合は減額した評価を行っているが、平成28 年度診療報酬改定において、訪問した建物内において、当該訪問月に診療した人数（单一建物居住者の人数）によって、メリハリのある評価とする等の見直しが行われた。
- これを踏まえ、医療保険と介護保険との整合性の観点から、单一建物に居住する人数に応じて、以下のように評価することとともに、診療報酬改定における対応を鑑みながら、必要な見直しを行う。
 - ・ 単一建物居住者が1人
 - ・ 単一建物居住者が2～9人
 - ・ 単一建物居住者が10人以上

単位数

○ 医師が行う場合

(1) 居宅療養管理指導費 (I)

<現行>		<改定後>	
・同一建物居住者以外	503単位	→	・单一建物居住者が1人
・同一建物居住者	452単位		・单一建物居住者が2～9人
			・单一建物居住者が10人以上

※ 歯科医師、薬剤師、管理栄養士、歯科衛生士等の居宅療養管理指導についても同様の評価を行う。

※ 詳細は次ページ参照

算定要件等

○ 同一建物居住者と单一建物居住者の定義の違いは以下のとおり。

<同一建物居住者>

当該利用者と同一建物に居住する他の利用者に対して指定居宅療養管理指導事業所の医師等が同一日に訪問診療、往診又は指定居宅療養管理指導を行う場合の当該利用者

<单一建物居住者>

当該利用者が居住する建築物に居住する者のうち、当該指定居宅療養管理指導事業所の医師等が、同一月に訪問診療、往診又は指定居宅療養管理指導を行う場合の当該利用者

7. 居宅療養管理指導 基本報酬

単位数

※以下の単位数はすべて1回あたり

○医師が行う場合

- (1) 居宅療養管理指導費（Ⅰ） <現行>
 (Ⅱ以外の場合に算定)

同一建物居住者以外	503単位	⇒	单一建物居住者が1人	507単位
同一建物居住者	452単位		单一建物居住者が2～9人	483単位

- (2) 居宅療養管理指導費（Ⅱ）

(在宅時医学総合管理料等を算定する利用者を対象とする場合に算定)

同一建物居住者以外	292単位	⇒	单一建物居住者が1人	294単位
同一建物居住者	262単位		单一建物居住者が2～9人	284単位

○歯科医師が行う場合

<現行>		<改定後>	
同一建物居住者以外	503単位	⇒	单一建物居住者が1人
同一建物居住者	452単位		单一建物居住者が2～9人

○薬剤師が行う場合

- (1) 病院又は診療所の薬剤師

<現行>		<改定後>	
同一建物居住者以外	553単位	⇒	单一建物居住者が1人
同一建物居住者	387単位		单一建物居住者が2～9人

- (2) 薬局の薬剤師

同一建物居住者以外	503単位	⇒	单一建物居住者が1人
同一建物居住者	352単位		单一建物居住者が2～9人

○管理栄養士が行う場合

<現行>		<改定後>	
同一建物居住者以外	533単位	⇒	单一建物居住者が1人
同一建物居住者	452単位		单一建物居住者が2～9人

○歯科衛生士等が行う場合

<現行>		<改定後>	
同一建物居住者以外	352単位	⇒	单一建物居住者が1人
同一建物居住者	302単位		单一建物居住者が2～9人

○看護職員が行う場合

<現行>		<改定後>	
同一建物居住者以外	402単位	⇒	なし（廃止）
同一建物居住者	362単位		

7. 居宅療養管理指導 ②看護職員による居宅療養管理指導の廃止

概要

※介護予防居宅療養管理指導を含む

- 看護職員による居宅療養管理指導については、その算定実績を踏まえ、6か月の経過措置期間を設けた上で廃止する。

単位数

- 看護職員が行う場合

<現行>

同一建物居住者以外	402単位
同一建物居住者	362単位

<改定後>

⇒ なし（廃止）

7. 居宅療養管理指導 ③離島や中山間地域等の要支援・要介護者に対する居宅療養管理指導の提供

概要

※介護予防居宅療養管理指導を含む

- 離島や中山間地域等の要支援・要介護者に対する訪問介護等の提供を促進する観点から、他の訪問系サービスと同様に、居宅療養管理指導においても、「特別地域加算」、「中山間地域等における小規模事業所加算」及び「中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算」を新たに創設することとする。
- また、現行において居宅療養管理指導については、通常の事業の実施地域を定めることが求められていないが、「中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算」を創設するにあたり、他の訪問系サービスと同様に、通常の事業の実施地域を運営基準に基づく運営規程に定めることとする。

単位数

<現行>	<改定後>	
なし	⇒	特別地域加算 所定単位数の100分の15（新設）
		中山間地域等における小規模事業所加算 所定単位数の100分の10（新設）
		中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算 所定単位数の100分の5（新設）

算定要件等

- 特別地域加算：離島振興法、山村振興法等の指定地域等の特別地域（※1）に所在する事業所が居宅サービスを行うことを評価するもの

※1：離島振興法、奄美群島振興開発特別措置法、山村振興法、小笠原諸島振興開発特別措置法、沖縄振興特別措置法等に定める地域

- 中山間地域等における小規模事業所加算：特別地域の対象地域を除く豪雪地帯、過疎地域等の中山間地域等（※2）における小規模事業所（※3）が居宅サービスを行うことを評価するもの

※2：特別地域加算対象地域以外の地域で、豪雪地帯対策特別措置法、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律、半島振興法、特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律、過疎地域自立促進特別措置法に定める地域

※3：1月当たり延訪問回数が50回以下の指定居宅療養管理指導事業所、5回以下の指定介護予防居宅療養管理指導事業所

- 中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算：特別地域、中山間地域等（※4）に居住している利用者に対し、通常の事業の実施地域を越えて居宅サービスを行うことを評価するもの

※4：特別地域加算、中山間地域等における小規模事業所加算の対象地域